

法律知識 No.55



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

様々な税の軽減制度が知りたい

原発事故以後、様々な税の軽減制度が実施されましたが、数が多いため、何が続いているのかわかりません。避難者に対する税の軽減制度がどのようなになっているのか教えて下さい。



A

避難者には様々な税の軽減措置が実施されました。今回は、現在も措置が続いている主なものについて説明します。

【代替家屋を取得した際の固定資産税等の軽減措置】

東日本大震災により滅失損壊した家屋の代替家屋を取得した場合に、家屋の固定資産税等の軽減措置が受けられます。取得後4年間は2分の1が、その後2年間は3分の1が減額されます。この措置の期限は、令和8年3月31日までとなっています。また、家屋と同様に、代替の償却資産や住宅用地を取得した場合にも軽減措置が受けられます。なお、これらの措置を受けるためには、避難先の自治体へ申請して認定を受ける必要があります。

【帰還困難区域等内にある土地・家屋の固定資産税の減免措置】

現在、避難指示が出ている区域の土地・家屋の固定資産税についても減免されています。また、避難指示が解除された地域にある土地・家屋についても、解除後3年度分の固定資産税が2分の1免除されます。なお、本年度、浪江町では解除後3年度を経過した区域についても、町独自の減免措置として固定資産税の4分の1が免除されています。

【登録免許税、印紙税等の軽減措置】

東日本大震災により家屋が滅失損壊し、代替家屋を取得した場合、取得に必要な契約書の印紙税や取得した家屋の登記手続の際の登録免許税が免除されています。また、東日本大震災の被災者が銀行ローンなど金銭の貸付けを受ける際の消費貸借契約書の印紙税等も免除の対象となります。こちらの期限は、令和8年3月31日までとなっています。

【住宅用地とみなす措置】

住宅用地の固定資産税は、課税の元となる金額が6分の1などに軽減されています。住宅の解体によってこの軽減措置が受けられなくなることがないように、東日本大震災により滅失損壊した住宅が建っていた土地は、住宅が再建されていない場合も、市町村が認定すれば引き続き住宅用地とみなされるという措置が取られています。この措置の期限は、令和8年3月31日までとなっています。

ここからは広告です。